

## 規則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十四号

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則（平成二十五年埼玉県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）中「（田嶋又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項田は、記入しないでください。

様式第一号（二）中「（田嶋又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項田は、記入しないでください。

様式第三号中「（田嶋又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項田は、記入しないでください。

様式第四号中「（田嶋又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項田は、記入しないでください。

様式第五号中「㊦」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「㊦」を削る。

様式第八号中「（田嶋又は記名押印）」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。